

宇都宮市
と一緒に



従業員の奨学金返還を 支援しませんか？

優秀な
人材確保！

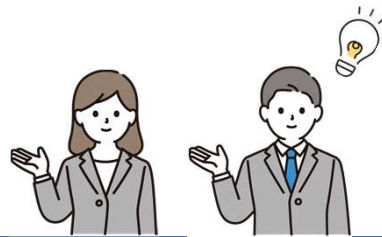
さらに
宇都宮市が
「あなたの会社」を「求職者」に
PRします

今、働いてる社員の
モチベーションUP！

宇都宮市からは 3年間で

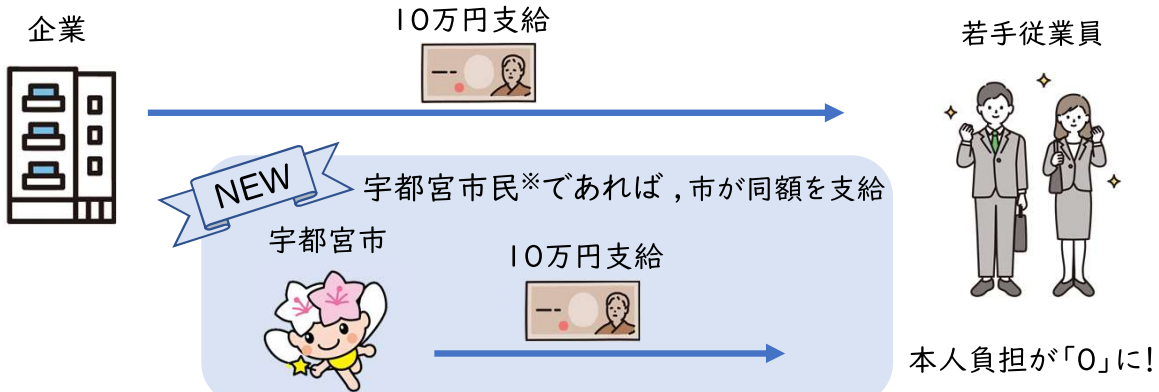
最大**30万円**

市内企業における若い就業者の確保・定着を促進するため、
「奨学金返済を支援する企業の従業員」に補助金を交付します。



事業イメージ

(例) 従業員が奨学金を「年20万円」返済し、企業が「年10万円」支給している場合



※市内に1年以上居住するなどの条件を満たす方が対象(詳細は裏面「市の補助対象となる従業員」参照)

補助金の額

企業が従業員に支給した金額と同額
(限度額10万円)
※ただし、従業員が1年間に返還した金額を
超えない範囲

申込期間

随時受付

※補助の申請は
毎年1～2月中旬

支援期間

1従業員あたり
最大

3年間

問い合わせ

宇都宮市
商工振興課 労政グループ

〒320-8540
宇都宮市旭1-1-5

Tel 028-632-2446
Mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

申請書類はコチラ

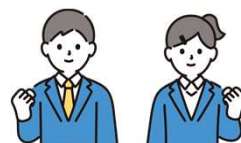


「協力企業」に登録しませんか？

宇都宮市

実は
学生の2人に1人が
奨学金を借りてます

奨学金返還支援補助金



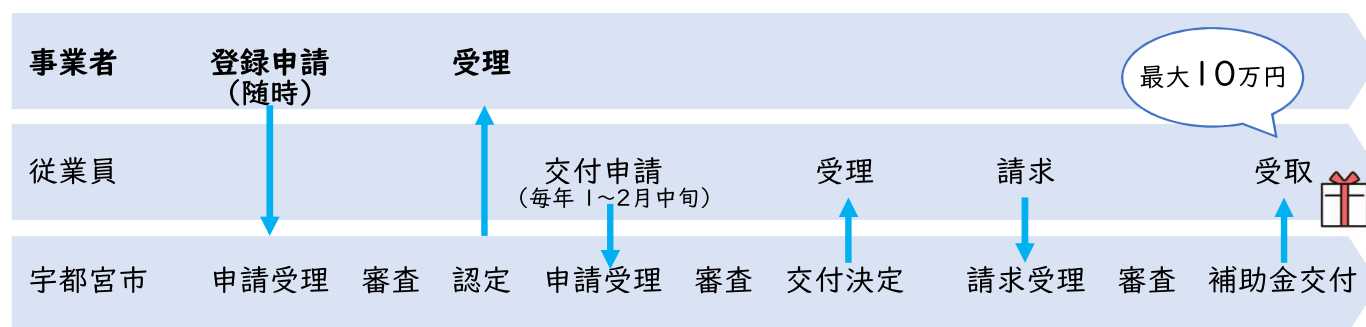
対象企業

下記①～⑥の全てを満たす企業

- ① 市内に本社を有する（個人事業主にあつては住所を有する）こと、または、市内に支店や事業所などを有し、採用予定勤務地が市内にあること
- ② 自らが雇用する正社員に対し、奨学金返還支援を目的とした金銭給付を行う制度を設けていること
- ③ 雇用保険法の適用を受けていること
- ④ 風俗営業等を行う企業でないこと
- ⑤ 暴力団員との関係がないこと
- ⑥ 補助金交付に関わる事務等に関して、市の求めに応じて協力できること



申請方法と交付までの流れ



必要書類

申請時に、下記の書類を宇都宮市商工振興課へ持参または郵送で提出してください。

- ① 協力企業登録申請書(様式第1号)
- ② 奨学金返還に対する給付の内容が分かる書類(貸金規定、就業規則)
- ③ 事業内容が分かる書類(企業案内パンフレット等)

申請書類は
こちらから



宇都宮市 奨学金返還支援補助金



市の補助対象となる従業員

下記①～⑥の全てを満たす者

- ① 申請初年度において、既卒5年以内かつ満30歳未満
- ② 市内に1年以上居住かつ協力企業に正規雇用され、同企業に1年以上勤務し、現在在籍していること
- ③ 奨学金を滞納なく返還中かつ勤務する協力企業から奨学金返還支援を目的とした金銭給付を受けていること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 国家公務員及び地方公務員、独立行政法人の職員でないこと
- ⑥ 過去及び現在において類似した補助を受けていないこと



「就業規則の作り方」, 「補助対象となるか否か」など、お気軽にお問い合わせください

申請書類はこちら

問い合わせ

宇都宮市
商工振興課 労政グループ

〒320-8540
宇都宮市旭1-1-5

Tel 028-632-2446
Mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

